

青森県報

第六百四十六号

令和五年
八月七日
(月曜日)

目次

規則

- 青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一
- 青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(障害福祉課) ……一

公告

- 饅頭坂土砂処理施設低濃度PCB廃棄物処理(運搬・処分)業務委託に係る一般競争入札……………(道路課) ……三

収用委員会

- 収用及び使用の裁決手続開始の決定……………(監理課) ……六
- 右 同……………(同) ……八

規則

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十四号

青森県証明事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県証明事務に関する規則(昭和三十六年四月青森県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十五号

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十五年三月青森県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第三十三條第四項」を「第三十三條第三項」に改め、同項第四号中「第三項」を「第二項」に、「措置」を「入院措置」に改め、同項第五号中「第三十三條第四項後段」を「第三十三條第三項後段」に、「措置」を「入院措置」に改める。

第五条中「に規定する」を「の規定により入院措置を採る旨を当該精神障害者に知らせる」に改める。

第一号様式中「第33条第4項」を「第33条第3項」に改める。

第四号様式中「又は第3項」を「又は第2項」に、「措置を」と「入院措置を」に改め、同様の記載上の記載事項のうち「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項入院」を「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」に改める。

第五号様式中「第33条第4項後段」を「第33条第3項後段」に、「措置」を「入院措置」に改める。

第六号様式の記載上の記載事項のうち「第3項」を「第2項」に改める。

第八号様式の記載上の記載事項の2中「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項入院」や「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」に該当する。

第九号様式中「又は第3項」や「又は第2項」に該当し、同様の記載上の記載事項の2中「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項入院」や「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」に該当する。

第十号様式の3中「第33条第4項の」や「第33条第3項の」に「第33条第4項後段」や「第33条第3項後段」に該当する。

第十四号様式を次のように該当する。

第14号様式（第5条関係）

措置入院決定のお知らせ

様

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】にあり、ご自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたと通知します。

年 月 日

地域民局長 印

1 入院医療機関について

あなたの入院医療機関は、〔 〕です。

2 入院中の生活について

(1) あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。

(2) あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたの家族等の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師が指示で一時的に制限することがあります。

(3) あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。

(4) もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

3 入院や入院生活にご納得のいかない場合

(1) あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、青森県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

(2) この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第十八号様式の二の記載上の留意事項の2中「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項入院」や「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

饅頭坂土砂処理施設低濃度PCB廃棄物処理(運搬・処分)業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和五年八月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる特定役務(以下「調達案件」という。)に係る調達とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の適用を受ける。

(一) 調達件名

饅頭坂土砂処理施設低濃度PCB廃棄物処理(運搬・処分)業務委託

(二) 調達概要

饅頭坂土砂処理施設に保管している低濃度PCB廃棄物(以下「低濃度PCB廃棄物」という。)の運搬及び処分
予定数量

低濃度PCB廃棄物であるアスファルトシート二万三千二十八キログラム程度、ドラム缶五千七百八十キログラム程度、ブルーシート二百六十六キログラム程度、フレコン百三十三キログラム程度

2 調達案件に要求する仕様等は、入札説明書による。

二 履行期限

令和六年三月二十五日

三 業務場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 以下に示す要件を満たす、運搬事業者（一者とする。）及び処分事業者（一者とする。）により、本業務を各者が分担し、協力して行う者（以下「協力施行者」という。）であること。または、以下に示す要件を満たし、両業務（運搬業務及び処分業務）を一者単独で行う者（以下「単独施行者」という。）であること。なお、協力施行者として入札に参加する場合は、単独施行者又は他の協力施行者として入札に参加することができない。また、単独施行者として入札に参加する場合は、協力施行者として入札に参加することができない。
- 2 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（以下「廃棄物処理法」という。）第十五条の四の四第一項に基づき微量PCB廃電気機器等・低濃度PCB含有廃棄物の無害化処理に係る環境大臣からの認定を受けたプラント、または廃棄物処理法に基づき微量PCB汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けたプラントにおいて、当該低濃度PCB廃棄物の処理が可能な者であること。（ただし、協力施行者のうち、運搬事業者については当該要件を満たす必要はない。）
- 4 処理施設の立地する自治体から当該低濃度PCB廃棄物の受入及び処分が可能という判断をされていることを一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限までに確認できること。（ただし、協力施行者のうち、運搬事業者については当該要件を満たす必要はない。）
- 5 本業務の履行に必要な廃棄物法で定められている運搬許可を受けていること。（ただし、協力施行者のうち、処分事業者については当該要件を満たす必要はない。）
- 6 履行開始日から履行期限までの間に予定数量の低濃度PCB廃棄物の処理を完了することが可能であること。
- 7 協力施行者においては、別途示す内容により入札参加確認書を提出できると。

8 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

9 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

10 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

- (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和五年八月二十八日午後四時までに青森県県土整備部道路課長に提出しなければならない。また、申請書及び関係書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合にはこれに応じなければならない。
- (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一
 青森県県土整備部道路課路政グループ
 電話 ○一七―七三四―九六四八

4 提出部数

一部

六 入札説明書の交付等

1 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

(一) 期間

令和五年八月八日から同年九月十九日まで

(二) 場所

青森県県土整備部道路課路政グループ

2 問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県土木整備部道路課路政グループ

電話 ○一七―七三四―九六四八

七 入札の日時及び場所

1 入札書の提出期限及び提出場所

(一) 提出期限

令和五年九月二十日 午後四時

(二) 提出場所

上記53に同じ

なお、郵送等の場合には提出期限までに必着のこと。

2 開札の日時及び場所

(一) 日時

令和五年九月二十一日 午前九時三十分

(二) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階B会議室

八 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

十 落札者の決定方法

入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額等

1 入札は総価で行う。本件は単価契約であるが、入札及び落札決定は総価によるものとする。

2 入札金額は、入札者が設定する各単価に金抜設計書に記載された各予定数量を乗じた額の合計額とすること。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 当該調達案件に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
青森県土木整備部道路課路政グループ
青森市長島一丁目の一

5 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the Service
to be required:

Transport and incineration of

PCB industrial waste consisting of

asphalt sheets (total weight 20, 328 kilograms), drums (total weight 5, 780 kilograms), polyethylene tarpaulin (total weight 266 kilograms) and flexible intermediate bulk containers (total weight 133 kilograms)

2 Time limit for tender: 4:00 p.m. 20 September 2023

3 Contact point for the notice:
Road Division
Department of Land and Infrastructure
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9648

収 用 委 員 会

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和五年八月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 起業者の名称
青森県
- 二 事業の種類
一般国道三三八号改築工事（大湊Ⅱ期バイパス）及びこれに伴う市道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和五年七月二十五日

別表1

(1) 収用しようとする部分

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求め、土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県むつ市 大字大湊字八 森ノ内大久保	96番20	山林	山林	705	706.44	140.27

(2) 使用しようとする部分

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		使用しようとし、明渡しを求め、土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県むつ市 大字大湊字八 森ノ内大久保	96番20	山林	山林	705	706.44	1.46

別表2

			住 所
	(亡)菊池 長右エ門 法定相続人		
1	佐藤 彗可	法定持分 48 分の 24	東京都品川区上大崎1丁目17番18号
2	菊池 和久	法定持分 48 分の 4	三沢市花園町3丁目4番47号
3	菊池 ミネ	法定持分 48 分の 4	三沢市岡三沢8丁目66番地69号 附田アパート1号
4	菊池 公	法定持分 48 分の 4	むつ市山田町19番7号 市営住宅山田町団地10棟2号
5	菊池 浩一	法定持分 48 分の 1	岡山県倉敷市水島南亀島町12番23号
6	藤村 恵子	法定持分 48 分の 1	岡山県倉敷市真備町箭田4045番地3
7	菊池 千秋	法定持分 48 分の 1	岡山県倉敷市水島南亀島町12番23号
8	菊池 由美	法定持分 48 分の 1	岡山県倉敷市水島南亀島町12番23号
9	萌出 静子	法定持分 48 分の 4	千葉県市川市原木3丁目13番9-508号 (原木キャピタルコート)
10	佐藤 誉	法定持分 48 分の 1	東京都青梅市富岡3丁目1172番地 市営富岡第2住宅 202
11	槁本 美穂	法定持分 48 分の 2	栃木県小山市神鳥谷2丁目14番1号 ハイツハーモニー202号
12	槁本 雅司	法定持分 48 分の 1	栃木県小山市神鳥谷2丁目2番12号

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和五年八月七日

青森県収用委員会会長 赤津重光

一 起業者の名称

青森原

二 事業の種類

一般国道三三八号改築工事（大湊Ⅱ期バイパス）及びこれに伴う市道付替工事
裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

青森県むつ市十二林三番十一号

山本 繁雄

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和五年七月二十五日

別表1

(1) 収用しようとする部分

土地の所在	地番	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)		
		公簿	実測			
青森県むつ市大湊上町	487番1	山林	宅地 見込地	2290	2290.46	806.74

(2) 使用しようとする部分

土地の所在	地番	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)		
		公簿	実測			
青森県むつ市大湊上町	487番1	山林	宅地 見込地	2290	2290.46	9.42

(発行所・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭